

上級ファンダメンタル講座

きそ☆レシ 民法 VOL.1

リーダーズ総合研究所
専任講師

竹内 千佳 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

法律行為・意思表示

意思能力

法律関係は自己の意思によって形成されるのが原則(私的自治の原則)。



そこでは、自己の行為がどのようなもので、かつ、どのような法律効果を生じさせるかについて理解できる能力が必要である。



よって、権利能力のある自然人であっても、意思能力を欠く場合には、その法律行為は無効となる。

制限行為能力者制度

意思無能力者の行為が無効となるかは、各行為につき個別具体的に判断される。



しかし、行為者にとっては、立証が困難であり、相手方にとっては、不測の損害を被るおそれがある。



そこで、制限行為能力者制度を設けて、一律に取り消すことができるとした。

私権の変動の仕組み

要件

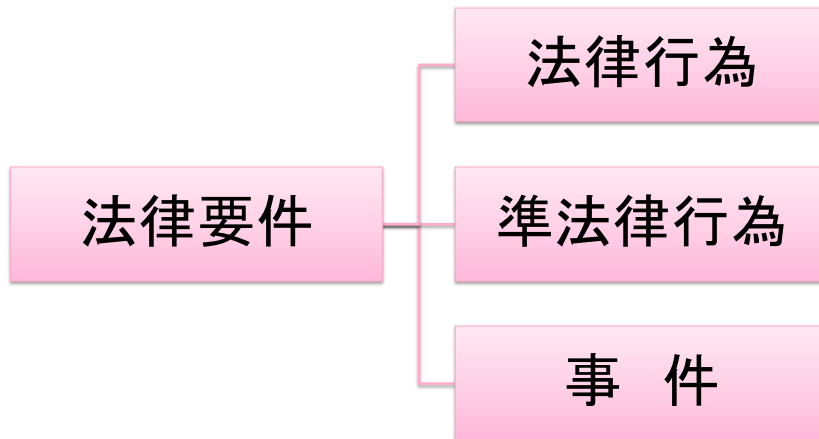


効果

法律要件：私権の変動（発生・変更・消滅）を生じさせる原因

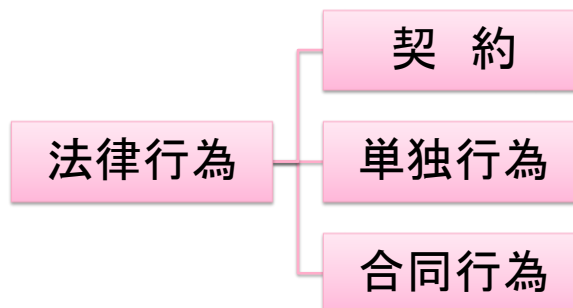
法律効果：私権の変動

法律要件



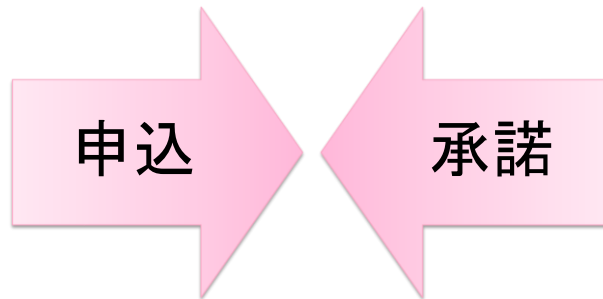
法律行為

法律行為とは、行為者がその意思表示で希望した内容通りの法律効果が発生するものをいう。



契約

契約とは、対立する複数の意思表示の合致により成立する法律行為をいう。



単独行為

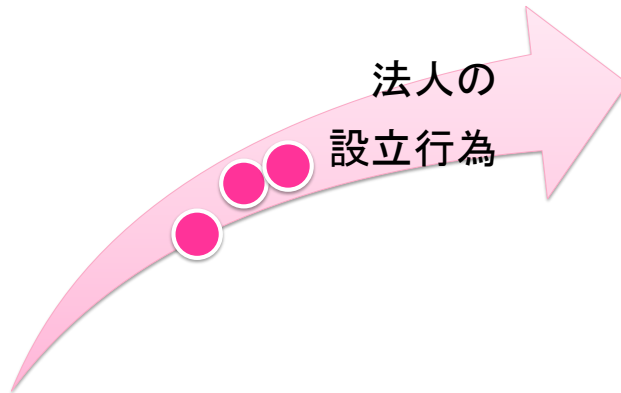
単独行為とは、ひとつの意思表示だけで成立する法律行為のことをいう。

e.g. 法律行為の取消し、債務免除、遺言



合同行為

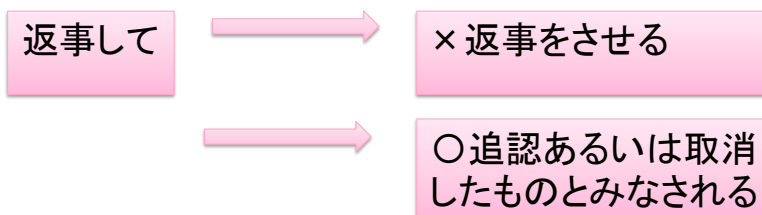
合同行為とは、複数の意思表示が同一目的のためになされることによって成立する法律行為のことをいう。



準法律行為

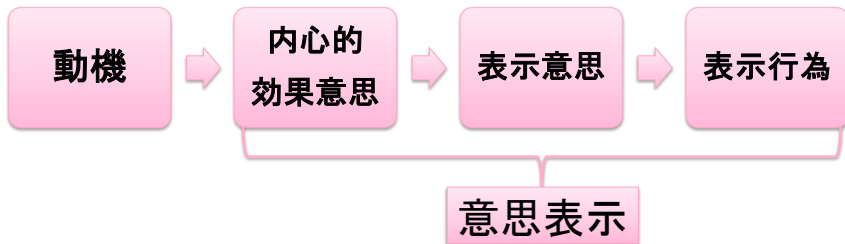
準法律行為とは、意思表示によらずに法律効果が発生するものをいう。

e.g. 制限行為能力者と取引した相手方の催告権

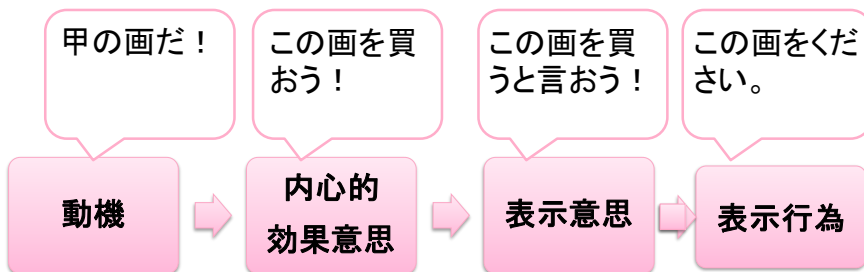


行為と効果にずれ⇒「準」法律行為

意思表示の形成過程



具体例



効果意思: 一定の法律効果を欲する内心の意思
表示意思: 内心の効果意思を外部に表示する意思

94条2項の「第三者」

94条2項の趣旨は、虚偽の外観を信頼した第三者の保護にある。



そうすると、保護すべき「第三者」とは、その信頼が保護に値すべき者である必要がある。



よって、ここにいう「第三者」とは、当事者及びその包括承継人以外の者で虚偽表示による法律行為の存在を前提として新たに独立の法的利害関係を有するに至った者をいう。

94条2項「善意」の意義

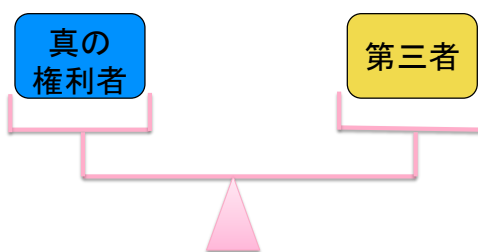
94条2項にいう「善意」とは、虚偽表示を知らないことをいい、無過失までは不要である(判例・通説)。



なぜなら、94条2項は「対抗することができない」と規定しており、虚偽の外観を作出した者に対するサンクションとして解すれば足りるからである。また、真の権利者の帰責性が強く、保護の均衡から第三者に無過失まで求める必要はないからである。

均衡

☆民法は私法の一般法であるから



94条2項「第三者」と登記

虚偽表示をした本人と第三者は前主後主の関係に立つので、対抗関係とならない。

さらに、虚偽表示の場合、本人の帰責性が重く、第三者との均衡上、権利保護資格要件としての登記も要求すべきではない。

よって、登記は不要である。

Case3 94条2項類推適用 【意思外形対応型】

A所有の土地をBがAの承諾なく自己に登記を移転した。Aはこれに気付いたが、そのまま放置していた。その後、Bが自己名義の登記を利用して、善意のCに譲り渡した。この場合、Cは保護されるか？

Case3 回答

AB間には通謀がないため、Cは、94条2項によって保護されないのが原則である。



しかし、虚偽の外観を信じたCを保護すべき点は、94条2項の場合と異なる。



よって、①虚偽の外観の存在、②真の権利者の帰責性、③外観への信頼がある場合には、94条2項を類推適用してCを保護すべきである。

類推適用

類推適用とは、ある事柄Xにつき、規定Xがある場合に、Xそのものではないが、本質的に同様であると考えられるような場合に、当該規定を借りて解決を図る手法をいう。

Case4 意思外形非対応型

AがBから依頼されて虚偽の仮装売買を行い、仮登記を行った。その後、BがAの委任状を偽装し、仮登記を本登記に変更して、善意のCに譲渡した。この場合、Cは保護されるか？

Case4 回答

【意思外形非対応型】

真の権利者Aに不実の外形作出につき積極的な関与が伺われる。



しかし、意思外形対応型に比べればその帰責性は小さい。



そこで、94条2項、110条の法意に照らし、第三者が善意無過失である場合に、Cを保護しようと解する。

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040 (代表)